

嬉野市いじめ防止基本方針

改正 令和4年4月1日 嬉野市教育委員会

1 策定の意義

いじめは、重大な人権侵害であり、時として子どもの身体、生命、財産に重大な危害を及ぼすものであることから決して許されるものではない。本市では、平成24年度に、弁護士、大学教授、医師等専門家を含めた、「嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会」を立ち上げ、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の制定に先駆けて体制の整備を行ってきたところである。この度、佐賀県いじめ防止基本方針案の策定を受けて、いじめ防止等のためのさらなる対策を、総合的かつ効果的に推進することを目的として、法第12条の規定に基づき嬉野市いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・ いじめは心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害である。
- ・ いじめは、どの子どもにも起こり得るものであり、いかなる理由があっても絶対に許されるものではなく、学校、家庭、地域を含め、社会総がかりで取り組むべき重要な課題である。

3 いじめ防止等のための対策

(1) いじめ防止等のための組織等

- ① 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会の設置法第28条の1項の規定に基づき、次に掲げる重大事態に対処するための組織（嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会）を設置する。
 - ・ いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ② 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会の取組
支援委員会は、主に以下の役割を担うものとする。
 - ・ 事実関係を明確にする調査の実施（アンケート、関係者からの聞き取り等）
 - ・ 被害児童生徒及びその保護者等への情報提供
 - ・ その他、いじめ問題への対応に係る指導及び支援等

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

- ① 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは人間として決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心の育成など人間関係を構築する能力の素地を養うこと。

- ② いじめ問題への対応については、学校、家庭のみならず、児童相談所や警察等関係機関など関わる全ての大人が連携協力して行うこと。
- ③ いじめが発生した際には、被害を受けた児童生徒の安全確保を第一とし、学校、家庭、関係機関等が一体となって収束を図ること。

4 いじめ防止等のための教育委員会の施策

- (1) いじめに関する相談体制
教育委員会学校教育課に、「こころの相談ネット」を設置し、いじめ問題対応の指導主事が、児童生徒や保護者等からの相談に応じる。また、必要に応じ学校等を訪問し、事実調査や指導助言等を行う。
- (2) 保護者、地域への啓発活動
教育委員会作成のパンフレット（保護者・地域用）やホームページ等の活用を図りながら、保護者、地域への啓発を推進する。また、地域コミュニティとの連携を図りながら、いじめを許さない地域づくりの機運を高める。
- (3) 教職員の研修
教育委員会作成のパンフレット（教師用）の活用や、教職員の対応力の向上を図るための研修を実施する。また、各学校のいじめ防止対策委員会に出席し、指導助言等を行う。
- (4) いじめの防止、対処に係る学校への訪問指導と支援
いじめ問題対応の指導主事やスクールソーシャルワーカー等を派遣し、未然防止等のための支援を行う。また、教育相談体制を強化し早期発見に繋げるために、心の教育相談員を配置したりスクールソーシャルワーカー等を派遣したりして、支援を行う。
- (5) 学校及び児童生徒が自主的に行ういじめ防止の取組に対する支援と啓発
いじめの防止に関する基本的な方針を定め、各学校への指針を示すとともに、嬉野市いじめ防止対策委員会条例を制定し、各学校における体制づくりのための環境を整える。
また、教育委員会作成のパンフレット（児童・生徒用）の活用を図ったり、各学校で人権週間を設定し、その中で「いじめ」について考える機会を設けたり、人権集会を行ったりすることで、児童生徒が主体となったいじめを許さない自治的な集団づくりを推進する。
- (6) 学校と家庭・地域が連携・協働する体制の整備
より多くの大人が児童生徒のサインを受け止めることができるよう、PTA、学校運営協議会、地域コミュニティ等との連携を図り、地域総がかりでの協働体制構築の環境整備を行う。
- (7) ネットいじめに係る佐賀県教育委員会との連携等
ネットパトロールについて県教育委員会との連携を図る。また、嬉野市副読本「生きる力の教科書」を活用するなどして、児童生徒に情報モラル等を身に付けさせる指導の充実を図るための支援を行う。
- (8) 学校における取組・組織体制の点検と評価及び指導助言
各小中学校の学校運営協議会やいじめ防止対策委員会に出席し、いじめ対策基本

方針や組織体制などについて点検するとともに、指導助言を行うことで、より実効的な支援が行われるよう導く。

(9) 関係機関との連携

いじめのケースに応じ、警察、医療機関、児童相談所等関係機関との連携を図り、それぞれの機関の強みを結集した組織横断的な支援体制を構築して対応する。また、嬉野市いじめ問題対策支援委員会委員である弁護士、大学教授、医師等専門家の知見を活用して対応していく。

(10) 教育委員会の取組の点検と評価及び見直し

いじめの防止等に係る対策をより効果的なものにしていくために、嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会を開催し、弁護士や大学教授等外部専門家などから、点検・評価を受けながら、適宜、見直しや改善を図る。

5 いじめ防止等のための学校の対策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各小中学校は、法第13条に基づき、その学校の実情に応じ、佐賀県いじめ防止基本方針案及び嬉野市いじめ防止基本方針を参酌し、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

(2) いじめ防止対策委員会の設置

各小中学校は、法第22条および嬉野市いじめ防止対策委員会条例に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめ防止対策委員会を設置する。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

① いじめの未然防止の取組

○ 教育活動の充実

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、「いじめは人間として決して許されない」ことへの理解を促す。道徳教育、人権教育、体験活動等の充実により、児童生徒の社会性や情操を育み、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

いじめの加害の背景には、学習面や友人関係面などのストレスも1つの要因になっていることから、授業についていけない焦燥感や劣等感が過度のストレスにならないよう、分かる授業づくりや一人一人を大切に丁寧な支援を行う。また、Q-Uテストの分析結果等に基づき、グループエンカウンターのエクササイズ等を実施することで、望ましい人間関係づくりのスキルを養う。加えて、全ての児童生徒の安心が確保され、一人一人の活躍の場が提供されるなど、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。

また、児童会・生徒会を中心に、「人権集会」や「いじめゼロ宣言」等を実施することにより、児童生徒主体によるいじめを許さない自治的な集団づくりを推進する。

○ 保護者、地域との連携

P T A、学校運営協議会、地域コミュニティ等を活用し、保護者、地域との連携を図り、より沢山の大人が1人でも多くの子どものサインを受け止めることができるような環境づくりを推進する。また、情報提供や協力依頼等を積極的に行い、情報共有体制を構築する。

② いじめの早期発見への取組

○ 早期発見のための定期的なアンケート調査の実施

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であることから、定期的なアンケート調査を行う。その際、必要に応じ、家に持ち帰り書かせるなど秘匿性を高めたり、内容を変えたりするなどマンネリ化しないよう工夫をする。同時に、いじめを大人に知らせることの大切さを子どもたちに浸透させていく。

○ 相談体制の整備

教育相談の充実を図り、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、ケースに応じてスクールカウンセラーに繋ぎ、知見を活用するなど、より実効性のあるものにしていく。また、保護者との情報交換を密に図り、信頼関係を構築する。

○ 教職員の研修

教職員のいじめへの対応力や教育相談のスキルアップ等のために、演習等を取り入れた実践的な研修を各学校で創意工夫して行う。プログラムによっては、スクールカウンセラーや外部の専門家を招聘するなどより実効性が高まるよう工夫する。

○ 情報の共有と組織としての対応

情報共有は組織対応の生命線であることから、情報媒体の取扱いに留意しつつ、全職員で共有する。また、対応に当たっては、教育相談部、生徒指導部等の組織で連携を図りながら全職員が一丸となって取り組む。

(4) 学校におけるいじめへの対応

① いじめ事案の調査及び報告

定期的な調査や教育相談の充実、学活ノートによる生徒との対話や、休み時間等における児童生徒との雑談等により子どもの様子に目を配ることで、いじめを早期に発見していく。

学校において、いじめを認知した場合には、市教育委員会に報告を行う。また、毎月、いじめ報告を市教育委員会、西部教育事務所、県教育委員会学校教育課へ提出する。

② 児童生徒及び保護者への対応

被害児童生徒に対しては、全校をあげて守り抜くことや秘密を守ることなどを伝え、不安の解消に努める。また、信頼を寄せている友人や教職員が寄り添える体制をつくるとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を確保する。また、当該保護者に対しては、毎日の学校生活の様子や教師等の取組をつぶさに伝え、信頼関係を構築する。いじめが解決したと思われる場合でも、情報交換を継続していく。

加害児童生徒に対しては、いじめは命に関わる重大事案であり、絶対に許されない旨の指導を毅然とした態度で行う。その上で、複数の教職員が連携して組織的にいじめの解消を図る。また、当該保護者に対しては、速やかに事実を伝え理解を得た上で、相手方への謝罪や今後の指導について協力を求めていく。同時に、当該児童生徒の抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要な支援を行う。

③ 関係機関との連携

ケースに応じ、警察、医療機関、児童相談所等の関係機関との連携を図る。平素から管理職や担当者が窓口交換や情報交換を図り、協働体制の下地を構築しておく。特に、傷害や恐喝といった犯罪行為が認められる場合は、速やかに警察との連携を図り、被害児童生徒の安全確保の一助とする。

- ④ 組織での対応
全職員で情報を共有し、見守りを行う。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の報告、調査及び措置

① 重大事態の報告

学校は、法第 28 条 1 項各号に相当する重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は市長に報告する。

② 調査（主体及び組織等）

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。教育委員会が調査を行う際は、調査のための組織として、法第 28 条 1 項に基づく、「嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会」を招集し、調査に当たる。なお、同委員会は、被害生徒への支援や学校への措置等についても協議する。

また、教育委員会は調査結果等を市長に報告する。

③ 措置

教育委員会は、調査結果を踏まえ、重大事態への対処又は再発防止のため、指導主事、スクールカウンセラー、**スクールソーシャルワーカー**などの人的支援を行うとともに、指導助言を行う。

必要に応じて、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、出席停止を命じるなど、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられる環境づくりを、理解と協力を得ながら推進していく。

(2) 児童生徒及び保護者への対応

① 被害児童生徒及び保護者への対応

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に事実関係等について説明する。必要に応じて、いじめを行った児童生徒を、いじめを受けた児童生徒とは異なる教室等で学習させるなど、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるような対応を行う。

また、スクールカウンセラー等の心理の専門家を派遣し、心のケアを図るなどの他、「嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会」で決定した支援を継続して行う。

② 加害児童生徒及び保護者への対応

教育委員会は、いじめの加害児童生徒やその保護者に事実関係等について説明する。加害児童生徒に対しては、命に関わる重大事態を起こした責任を強く自覚**できる**ような指導を行う。そのうえで、生徒指導主事、担任、教育相談主任、スクールカウンセラー等による指導チームを立ち上げ、組織的な対応により解消を図る。

また、その保護者に対しては、事実関係等について理解と納得を得た上で、相手方への謝罪や今後の指導について協力を求めていく。同時に、当該児童生徒や家庭の抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要な支援を行う。

④ 全職員での対応

全職員で情報を共有し、「**誰がどう動くか**」を決定、確認し、迅速に対応する。また、全児童生徒への指導も丁寧に行う。

情報（誤報）拡散防止のため、窓口は一本化する。

(3) 関係機関等との連携

重大事態においては、まず警察、スクールカウンセラー及び医療機関等との連携を図り、被害児童生徒の安全確保や精神面のケアを第1に対応する。また、「嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会」の中には、弁護士、精神科医、大学教授等の専門的な地域及び経験を有するメンバーが所属していることから、これらの知見を活用したより実効性のある支援を行っていく。

① 市内各小中学校における「いじめ防止対策委員会」の設置

法第22条の1項の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織「〇〇小・中学校いじめ防止対策委員会」を置く。

Ⅸ. いじめ防止体制(重大事態発生時)

